

自動車保険 重要事項説明の比較

項目	G社	H社	I社																																																																																																																					
<p>補償の内容</p> <p>主な補償内容は下表のとおりです。(ドライバー保険については、下表の「ご契約のお車」を「借用自動車」と読み替えます。)詳細につきましては、普通保険約款・特約条項をご参照ください。</p> <p>また、主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)については、「注意喚起情報のご説明 4. - (1)」をご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="540 273 1320 1260"> <thead> <tr> <th>補償内容</th> <th>保険金をお支払いする場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方への賠償</td> <td> <p>対人賠償保険</p> <p>自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合、自賠責保険で支払われる金額を超過した部分に対して、1回の事故につき被害者1名について、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>また、対人事故のお相手の方が3日以上入院された場合等には、所定の対人臨時費用保険金をお支払いします。(の場合)</p> <p>対物賠償</p> <p>自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p> </td> </tr> <tr> <td>ご自身・ご家族・同乗者の補償</td> <td> <p>人身傷害保険(注1)</p> <p>自動車事故等(注2)によりご契約のお車に搭乗中の方等(注3)(以下、被保険者といいます。)が死傷された場合に、過失割合に関係なく、弊社が定める支払基準(普通保険約款・特約条項に記載しています。)に基づき算定した損害額(注4)をご契約金額(保険金額)を限度としてお支払いします。</p> <p>また、 の場合は傷害の部位・症状に応じて入院一時金(注5)をお支払いします。</p> <p>搭乗者傷害保険(注6)</p> <p>自動車事故によりご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>自損事故保険(注7)</p> <p>自損事故によりご契約のお車に搭乗中の方等が死傷された場合で、自賠責保険および人身傷害保険の保険金が支払われないときに、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>無保険車傷害保険(注8)</p> <p>無保険のお車との事故等によりご契約のお車に搭乗中の方等が死亡し、または後遺障害を負われ、相手から十分な補償を受けられない場合に、所定の保険金額を限度に(人身傷害保険が支払われる場合はその金額を超過した部分について)保険金をお支払いします。</p> <p>お車の補償</p> <p>車両保険(注9)</p> <p>ご契約のお車が損傷した場合または盗難にあった場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。(ドライバー保険は対象外です。)</p> <p>また、ご契約のお車が全損となった場合は、所定の全損時諸費用保険金をお支払いすることができます。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上表の保険金のほか、事故によって発生する様々な費用を補償する費用保険金をお支払いできる場合があります。また、商品改定により、補償される費用保険金が前年契約と異なることがあります。詳細につきましては、普通保険約款・特約条項またはパンフレット等をご参照ください。</p> <p>(注1)人身傷害保険は、 では基本補償として、 ではご希望により付帯された場合に補償されます。補償条件について「一般条件」または「被保険自動車搭乗中のみ」のいずれかをお選びください。(記名被保険者が法人の場合の補償条件は「被保険自動車搭乗中のみ」となります。ただし、「法人契約の個人被保険者に関する特約」を付帯する場合は除きます。)</p> <p>また、保険金額(1名あたりのお支払限度額)は被保険者となられる方の年齢・所得等を勘案して適正に設定してください。</p> <p>(注2) の場合、自動車事故以外の交通事故についても人身傷害保険で補償されます。(補償条件が「被保険自動車搭乗中のみ」の場合は、ご契約のお車に搭乗中の交通事故のみ補償されます。)</p> <p>(注3) ご家族(記名被保険者、その配偶者(内縁を含みます。))またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様(婚姻歴のある方を除きます。)をいいます。以下同じとします。)が運転中の他のお車に同乗中の方も被保険者に含まれることがあります。また、「一般条件」でご契約の場合は、ご家族については、他のお車に搭乗中や歩行中など車外の自動車事故も補償されます。</p> <p>(注4)労働者災害補償制度によってすでに給付が決定、または支払われた場合は、その給付額を差し引いて保険金をお支払いします。</p>	補償内容	保険金をお支払いする場合	相手方への賠償	<p>対人賠償保険</p> <p>自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合、自賠責保険で支払われる金額を超過した部分に対して、1回の事故につき被害者1名について、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>また、対人事故のお相手の方が3日以上入院された場合等には、所定の対人臨時費用保険金をお支払いします。(の場合)</p> <p>対物賠償</p> <p>自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p>	ご自身・ご家族・同乗者の補償	<p>人身傷害保険(注1)</p> <p>自動車事故等(注2)によりご契約のお車に搭乗中の方等(注3)(以下、被保険者といいます。)が死傷された場合に、過失割合に関係なく、弊社が定める支払基準(普通保険約款・特約条項に記載しています。)に基づき算定した損害額(注4)をご契約金額(保険金額)を限度としてお支払いします。</p> <p>また、 の場合は傷害の部位・症状に応じて入院一時金(注5)をお支払いします。</p> <p>搭乗者傷害保険(注6)</p> <p>自動車事故によりご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>自損事故保険(注7)</p> <p>自損事故によりご契約のお車に搭乗中の方等が死傷された場合で、自賠責保険および人身傷害保険の保険金が支払われないときに、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>無保険車傷害保険(注8)</p> <p>無保険のお車との事故等によりご契約のお車に搭乗中の方等が死亡し、または後遺障害を負われ、相手から十分な補償を受けられない場合に、所定の保険金額を限度に(人身傷害保険が支払われる場合はその金額を超過した部分について)保険金をお支払いします。</p> <p>お車の補償</p> <p>車両保険(注9)</p> <p>ご契約のお車が損傷した場合または盗難にあった場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。(ドライバー保険は対象外です。)</p> <p>また、ご契約のお車が全損となった場合は、所定の全損時諸費用保険金をお支払いすることができます。</p>	<p>当社の自動車保険は主に 相手方への賠償 ご自身・同乗者の補償 お車の補償により構成されています。</p> <p>「」は必ず対象 「」はお客様の希望により対象 「x」は対象とすることができないことを表します。</p> <table border="1" data-bbox="1320 273 2077 1470"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>ドライバー保険</th> <th>保険金をお支払いする主な場合</th> <th>保険金をお支払いできない主な場合(注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相手方への賠償</td> <td>対人賠償保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ご契約のお車の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われるべき金額を超える部分につき、保険金をお支払いします。</td> <td>ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害賠償。台風・高潮・こう水による損害。</td> </tr> <tr> <td>対物賠償保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ご契約のお車の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ご自身・搭乗者の補償</td> <td>人身傷害補償保険(注2)</td> <td>(注3)</td> <td>(注4)</td> <td>x</td> <td>ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中に自動車事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に保険金をお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無保険車傷害保険</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>ご契約のお車に搭乗中の方などが、他の自動車との事故で死亡したり、身体に後遺障害(注5)を被った場合で、相手車が無保険であったなど、十分な損害賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。</td> <td>酒気を帯びた状態や無免許運転による損害。被保険者などの闘争行為・自殺行為または犯罪行為により生じた損害。</td> </tr> <tr> <td>自損事故保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自損事故により、運転者・搭乗者・保有者が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合で自賠責保険などから支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭乗者傷害保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ご契約のお車に搭乗中の方、自動車事故によって180日以内に死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に、定額で保険金をお支払いします。医療補償においては右記補足事項をご参照ください。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">お車の補償</td> <td>車両保険(注8)</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>【一般条件】衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、お支払いします。【車対車+A】車同士との衝突・接触事故もしくは盗難などの走行に起因しない事故により損害を被った場合のみお支払いします。</td> <td>酒気を帯びた状態や無免許運転による事故。ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗などの損害。火災・盗難を除く定着されていない付属品の単独損害。</td> </tr> <tr> <td>事故・故障付随費用保険(注8)</td> <td>(注9)</td> <td>(注9)</td> <td>x</td> <td>ご契約のお車が、事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、お車の運搬費用、搬送・引取費用、臨時宿泊費用などの諸費用を負担することによる損害に対して、保険金をお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故・故障代車費用保険(注8)</td> <td>(注9)</td> <td>(注9)</td> <td>x</td> <td>ご契約のお車が事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、代替交通手段として同等クラスのレンタカーを借り入れた費用を、所定の支払限度日額を限度にお支払いします。</td> <td>車対車+Aの場合 相手自動車のわからない当て逃げ事故。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・核燃料物質などによる損害・傷害、被保険者の故意などはいずれの場合も補償されません。(注2)記名被保険者が法人の場合は「人身搭乗中のみ担保特約」が必ず付帯されます。(注3) は交通傷害事故、 は、交通傷害事故・犯罪被害事故も補償されます。(注4) はご契約のお車が営業用乗用車またはバスの場合は補償を選択しないことができます。(注5)後遺障害および傷害は被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。(注6)記名被保険者が法人の場合は選択しないことができます。(注7)記名被保険者が法人で人身傷害保険が付帯されていない場合にかぎり補償を選択しないことができます。(注8)ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合の盗難(車両保険のみ) 車両盗難危険不担保特約が付帯されている場合の盗難事故は補償されません。(注9) および自家用8車種以外では故障は補償の対象となりません。(注10)故障による保険金のお支払いは保険期間1年につき1回となります。</p> <p>「主な補償内容」の補足事項 示談交渉サービスがあります 対人・対物賠償事故の場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られた場合、当社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。この場合、当社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたる場合があります。</p>					ドライバー保険	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(注1)	相手方への賠償	対人賠償保険				ご契約のお車の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われるべき金額を超える部分につき、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害賠償。台風・高潮・こう水による損害。	対物賠償保険				ご契約のお車の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。		ご自身・搭乗者の補償	人身傷害補償保険(注2)	(注3)	(注4)	x	ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中に自動車事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に保険金をお支払いします。		無保険車傷害保険			x	ご契約のお車に搭乗中の方などが、他の自動車との事故で死亡したり、身体に後遺障害(注5)を被った場合で、相手車が無保険であったなど、十分な損害賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。	酒気を帯びた状態や無免許運転による損害。被保険者などの闘争行為・自殺行為または犯罪行為により生じた損害。	自損事故保険				自損事故により、運転者・搭乗者・保有者が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合で自賠責保険などから支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。		搭乗者傷害保険				ご契約のお車に搭乗中の方、自動車事故によって180日以内に死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に、定額で保険金をお支払いします。医療補償においては右記補足事項をご参照ください。		お車の補償	車両保険(注8)			x	【一般条件】衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、お支払いします。【車対車+A】車同士との衝突・接触事故もしくは盗難などの走行に起因しない事故により損害を被った場合のみお支払いします。	酒気を帯びた状態や無免許運転による事故。ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗などの損害。火災・盗難を除く定着されていない付属品の単独損害。	事故・故障付随費用保険(注8)	(注9)	(注9)	x	ご契約のお車が、事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、お車の運搬費用、搬送・引取費用、臨時宿泊費用などの諸費用を負担することによる損害に対して、保険金をお支払いします。		事故・故障代車費用保険(注8)	(注9)	(注9)	x	ご契約のお車が事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、代替交通手段として同等クラスのレンタカーを借り入れた費用を、所定の支払限度日額を限度にお支払いします。	車対車+Aの場合 相手自動車のわからない当て逃げ事故。	<p>主なものを記載しております。詳細は「.注意喚起情報のご説明」または「保険約款」等でご確認ください。また、下記の補償項目は一部の条件を除き、自由に組み合わせさせていただくことができます。</p> <table border="1" data-bbox="2077 273 2902 1428"> <thead> <tr> <th></th> <th>補償項目</th> <th>保険金をお支払いする場合</th> <th>主な免責事由など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相手方への賠償</td> <td>対人賠償責任保険</td> <td>自動車事故により、歩行者や自動車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。</td> <td>・ご契約のお車を運転中の方⁽¹⁾やその父母・配偶者・子が死傷された場合の損害は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td>対物賠償責任保険</td> <td>自動車事故により、車や建物などの他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。</td> <td>・ご契約のお車を運転中の方⁽¹⁾やその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ご自身の補償</td> <td>人身傷害補償保険(注1)</td> <td>自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが死傷した場合⁽²⁾、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。</td> <td>・酒気帯び運転や無免許運転により運転者本人が被ったケガや損害、闘争行為によりその本人が被ったケガや損害は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td>搭乗者傷害保険⁽³⁾</td> <td>自動車事故により、ご契約のお車⁽⁴⁾に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">お車の補償</td> <td>車両保険⁽⁵⁾</td> <td>偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。</td> <td>・ご契約のお車に存在する欠陥や自然消耗、故障などの損害、タイヤの単独損害、酒気帯び運転や無免許運転による損害は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車両付随損害保険(車両保険をご契約の方のみご契約いただけます。また、では、事故時レンタカー費用保険および遠隔地事故諸費用保険のみ、特約としてご契約いただけます。)</td> <td>【事故時レンタカー費用保険】ご契約のお車が修理等で使用できなかった場合に、レンタカーを借り入れる費用。</td> <td>・レンタカー以外のお車を借りた場合は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td>【遠隔地事故諸費用保険】ご契約のお車が走行不能となった場合の陸送等費用、臨時の宿泊費用、代替交通機関での帰宅等費用</td> <td>・故障により走行不能となった場合は、補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td>【積載動産損害保険】ご契約のお車の車内やトランク等に積んだ個人の所有する日用品に生じた損害</td> <td>・お車の損傷がない場合など、積載動産単独の損害は補償の対象となりません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【キャンセル費用保険】ご契約のお車の走行不能や被保険者の死亡・入院により、予約していたホテルやコンサートなどのサービスをキャンセルしたために生じたキャンセル費用</td> <td>・補償対象となるサービスは業として有償で提供される一定のサービスに限られます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)ドライバー保険の場合は、「記名被保険者」と読み替えます。 (2)ご契約が の場合、記名被保険者・配偶者およびそのご家族の方はご契約のお車以外のお車^{*1}に搭乗中^{*2}や歩行中に自動車事故で死傷した場合も補償の対象となります。また、 の場合、自動車以外の交通乗用具に関する事故や建物火災で死傷した場合も補償の対象となります。 *1 補償の対象となるお車には一定の制限があります。 *2 運転中の方は、同乗者も補償されます。 (3)搭乗者傷害保険・医療保険金のお支払い方法について ご契約時に「部位・症状別払」と「日数払」のいずれかをお選びください。ただし、ドライバー保険の場合は、「日数払」でのお引き受けのみとなります。 (4)ドライバー保険の場合は、「借用自動車」と読み替えます。 (5)車両保険の主なご契約方法と補償範囲について 下表ではお支払いできる場合を、xはお支払いできない場合を示しています。</p> <table border="1" data-bbox="2077 1428 2902 1976"> <thead> <tr> <th>補償範囲 ご契約方法</th> <th>火災・爆発・盗難^{(*)1}・台風・こう水・高潮等による損害</th> <th>他の自動車との衝突・接触による損害</th> <th>電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触等による損害(単独事故等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般条件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車対車+A</td> <td></td> <td>(*)2</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>限定A</td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> </tbody> </table>		補償項目	保険金をお支払いする場合	主な免責事由など	相手方への賠償	対人賠償責任保険	自動車事故により、歩行者や自動車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車を運転中の方 ⁽¹⁾ やその父母・配偶者・子が死傷された場合の損害は補償の対象となりません。	対物賠償責任保険	自動車事故により、車や建物などの他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車を運転中の方 ⁽¹⁾ やその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害は補償の対象となりません。	ご自身の補償	人身傷害補償保険(注1)	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが死傷した場合 ⁽²⁾ 、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	・酒気帯び運転や無免許運転により運転者本人が被ったケガや損害、闘争行為によりその本人が被ったケガや損害は補償の対象となりません。	搭乗者傷害保険 ⁽³⁾	自動車事故により、ご契約のお車 ⁽⁴⁾ に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。		お車の補償	車両保険 ⁽⁵⁾	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車に存在する欠陥や自然消耗、故障などの損害、タイヤの単独損害、酒気帯び運転や無免許運転による損害は補償の対象となりません。	車両付随損害保険(車両保険をご契約の方のみご契約いただけます。また、では、事故時レンタカー費用保険および遠隔地事故諸費用保険のみ、特約としてご契約いただけます。)	【事故時レンタカー費用保険】ご契約のお車が修理等で使用できなかった場合に、レンタカーを借り入れる費用。	・レンタカー以外のお車を借りた場合は補償の対象となりません。	【遠隔地事故諸費用保険】ご契約のお車が走行不能となった場合の陸送等費用、臨時の宿泊費用、代替交通機関での帰宅等費用	・故障により走行不能となった場合は、補償の対象となりません。	【積載動産損害保険】ご契約のお車の車内やトランク等に積んだ個人の所有する日用品に生じた損害	・お車の損傷がない場合など、積載動産単独の損害は補償の対象となりません。		【キャンセル費用保険】ご契約のお車の走行不能や被保険者の死亡・入院により、予約していたホテルやコンサートなどのサービスをキャンセルしたために生じたキャンセル費用	・補償対象となるサービスは業として有償で提供される一定のサービスに限られます。	補償範囲 ご契約方法	火災・爆発・盗難 ^{(*)1} ・台風・こう水・高潮等による損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触等による損害(単独事故等)	一般条件				車対車+A		(*)2	x	限定A		x	x
補償内容	保険金をお支払いする場合																																																																																																																							
相手方への賠償	<p>対人賠償保険</p> <p>自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合、自賠責保険で支払われる金額を超過した部分に対して、1回の事故につき被害者1名について、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>また、対人事故のお相手の方が3日以上入院された場合等には、所定の対人臨時費用保険金をお支払いします。(の場合)</p> <p>対物賠償</p> <p>自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。</p>																																																																																																																							
ご自身・ご家族・同乗者の補償	<p>人身傷害保険(注1)</p> <p>自動車事故等(注2)によりご契約のお車に搭乗中の方等(注3)(以下、被保険者といいます。)が死傷された場合に、過失割合に関係なく、弊社が定める支払基準(普通保険約款・特約条項に記載しています。)に基づき算定した損害額(注4)をご契約金額(保険金額)を限度としてお支払いします。</p> <p>また、 の場合は傷害の部位・症状に応じて入院一時金(注5)をお支払いします。</p> <p>搭乗者傷害保険(注6)</p> <p>自動車事故によりご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>自損事故保険(注7)</p> <p>自損事故によりご契約のお車に搭乗中の方等が死傷された場合で、自賠責保険および人身傷害保険の保険金が支払われないときに、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>無保険車傷害保険(注8)</p> <p>無保険のお車との事故等によりご契約のお車に搭乗中の方等が死亡し、または後遺障害を負われ、相手から十分な補償を受けられない場合に、所定の保険金額を限度に(人身傷害保険が支払われる場合はその金額を超過した部分について)保険金をお支払いします。</p> <p>お車の補償</p> <p>車両保険(注9)</p> <p>ご契約のお車が損傷した場合または盗難にあった場合に、ご契約金額(保険金額)を限度として保険金をお支払いします。(ドライバー保険は対象外です。)</p> <p>また、ご契約のお車が全損となった場合は、所定の全損時諸費用保険金をお支払いすることができます。</p>																																																																																																																							
				ドライバー保険	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(注1)																																																																																																																		
相手方への賠償	対人賠償保険				ご契約のお車の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われるべき金額を超える部分につき、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害賠償。台風・高潮・こう水による損害。																																																																																																																		
	対物賠償保険				ご契約のお車の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。																																																																																																																			
ご自身・搭乗者の補償	人身傷害補償保険(注2)	(注3)	(注4)	x	ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中に自動車事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に保険金をお支払いします。																																																																																																																			
	無保険車傷害保険			x	ご契約のお車に搭乗中の方などが、他の自動車との事故で死亡したり、身体に後遺障害(注5)を被った場合で、相手車が無保険であったなど、十分な損害賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。	酒気を帯びた状態や無免許運転による損害。被保険者などの闘争行為・自殺行為または犯罪行為により生じた損害。																																																																																																																		
	自損事故保険				自損事故により、運転者・搭乗者・保有者が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合で自賠責保険などから支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。																																																																																																																			
	搭乗者傷害保険				ご契約のお車に搭乗中の方、自動車事故によって180日以内に死亡したり、身体に後遺障害または傷害(注5)を被った場合に、定額で保険金をお支払いします。医療補償においては右記補足事項をご参照ください。																																																																																																																			
お車の補償	車両保険(注8)			x	【一般条件】衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、お支払いします。【車対車+A】車同士との衝突・接触事故もしくは盗難などの走行に起因しない事故により損害を被った場合のみお支払いします。	酒気を帯びた状態や無免許運転による事故。ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗などの損害。火災・盗難を除く定着されていない付属品の単独損害。																																																																																																																		
	事故・故障付随費用保険(注8)	(注9)	(注9)	x	ご契約のお車が、事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、お車の運搬費用、搬送・引取費用、臨時宿泊費用などの諸費用を負担することによる損害に対して、保険金をお支払いします。																																																																																																																			
	事故・故障代車費用保険(注8)	(注9)	(注9)	x	ご契約のお車が事故または故障(注10)により走行不能となった場合に、代替交通手段として同等クラスのレンタカーを借り入れた費用を、所定の支払限度日額を限度にお支払いします。	車対車+Aの場合 相手自動車のわからない当て逃げ事故。																																																																																																																		
	補償項目	保険金をお支払いする場合	主な免責事由など																																																																																																																					
相手方への賠償	対人賠償責任保険	自動車事故により、歩行者や自動車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車を運転中の方 ⁽¹⁾ やその父母・配偶者・子が死傷された場合の損害は補償の対象となりません。																																																																																																																					
	対物賠償責任保険	自動車事故により、車や建物などの他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車を運転中の方 ⁽¹⁾ やその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害は補償の対象となりません。																																																																																																																					
ご自身の補償	人身傷害補償保険(注1)	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが死傷した場合 ⁽²⁾ 、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	・酒気帯び運転や無免許運転により運転者本人が被ったケガや損害、闘争行為によりその本人が被ったケガや損害は補償の対象となりません。																																																																																																																					
	搭乗者傷害保険 ⁽³⁾	自動車事故により、ご契約のお車 ⁽⁴⁾ に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。																																																																																																																						
お車の補償	車両保険 ⁽⁵⁾	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。	・ご契約のお車に存在する欠陥や自然消耗、故障などの損害、タイヤの単独損害、酒気帯び運転や無免許運転による損害は補償の対象となりません。																																																																																																																					
	車両付随損害保険(車両保険をご契約の方のみご契約いただけます。また、では、事故時レンタカー費用保険および遠隔地事故諸費用保険のみ、特約としてご契約いただけます。)	【事故時レンタカー費用保険】ご契約のお車が修理等で使用できなかった場合に、レンタカーを借り入れる費用。	・レンタカー以外のお車を借りた場合は補償の対象となりません。																																																																																																																					
		【遠隔地事故諸費用保険】ご契約のお車が走行不能となった場合の陸送等費用、臨時の宿泊費用、代替交通機関での帰宅等費用	・故障により走行不能となった場合は、補償の対象となりません。																																																																																																																					
		【積載動産損害保険】ご契約のお車の車内やトランク等に積んだ個人の所有する日用品に生じた損害	・お車の損傷がない場合など、積載動産単独の損害は補償の対象となりません。																																																																																																																					
	【キャンセル費用保険】ご契約のお車の走行不能や被保険者の死亡・入院により、予約していたホテルやコンサートなどのサービスをキャンセルしたために生じたキャンセル費用	・補償対象となるサービスは業として有償で提供される一定のサービスに限られます。																																																																																																																						
補償範囲 ご契約方法	火災・爆発・盗難 ^{(*)1} ・台風・こう水・高潮等による損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触等による損害(単独事故等)																																																																																																																					
一般条件																																																																																																																								
車対車+A		(*)2	x																																																																																																																					
限定A		x	x																																																																																																																					

項目	G社	H社	I社																																								
	<p>(注5) 治療日数が1～4日の場合は1万円、5日以上の場合は、傷害の部位・症状に応じて定額の保険金をお支払いします。</p> <p>(注6) 搭乗者傷害保険は、<input type="checkbox"/> およびドライバー保険の場合に、ご希望により付帯します。また、医療保険金のお支払方法は「日数払¹」が標準となっています。ただし、お客様のご要望に応じて「部位・症状別定額払²」をご選択いただくこともできます。</p> <p>1：事故の発生の日からその日を含めて180日以内の期間における入院・通院治療日数（平常の生活または平常の業務に従事することができる程度に治った日までの、弊社が認めた治療日数とします。）に対し医療保険金をお支払いします。</p> <p>2：治療日数が1～4日の場合は1万円、5日以上の場合は、傷害の部位・症状に応じて定額の保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 自損事故保険は、対人賠償保険の適用がある<input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/> およびドライバー保険に自動付帯されます。</p> <p>(注8) 無保険車傷害保険は、<input type="checkbox"/> および対人賠償保険の適用がある<input type="checkbox"/> に自動付帯されます。</p> <p>なお、記名被保険者が法人の場合、「無保険車傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」が自動付帯されます。（「法人契約の個人被保険者に関する特約」を付帯する場合は除きます。）</p> <p>(注9) 車両保険の補償条件については「一般条件」と「車対車ワイド」の2種類からお選びください。（<input type="checkbox"/> はお支払い対象・×は対象外）</p> <table border="1" data-bbox="566 814 1308 1003"> <tr> <td>主な事故原因 主な車両保険の種類</td> <td>車同士の衝突・接触</td> <td>盗難 (¹)</td> <td>火災・爆発</td> <td>飛来中または落下中の他物との衝突</td> <td>台風・ たつ巻・ こう水・ 高潮</td> </tr> <tr> <td>一般条件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車対車ワイド</td> <td>(²)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="566 1016 1308 1205"> <tr> <td>主な事故原因 主な車両保険の種類</td> <td>落書き・ いたずら・ 窓ガラス 破損</td> <td>車庫入れ に失敗</td> <td>電柱・ガ -ドレールに 衝突</td> <td>転覆・墜落</td> <td>あて逃げ (相手車 不明)</td> </tr> <tr> <td>一般条件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車対車ワイド</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p>1：ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難事故については保険金をお支払いできません。</p> <p>2：「車対車ワイド」は、他の自動車との衝突・接触であっても「相手自動車の登録番号等」および「その運転者または所有者」が確認できない場合、または相手自動車とご契約のお車の所有者が同一の場合は、保険金をお支払いできません。</p>	主な事故原因 主な車両保険の種類	車同士の衝突・接触	盗難 (¹)	火災・爆発	飛来中または落下中の他物との衝突	台風・ たつ巻・ こう水・ 高潮	一般条件						車対車ワイド	(²)					主な事故原因 主な車両保険の種類	落書き・ いたずら・ 窓ガラス 破損	車庫入れ に失敗	電柱・ガ -ドレールに 衝突	転覆・墜落	あて逃げ (相手車 不明)	一般条件						車対車ワイド		×	×	×	×	<p>搭乗者傷害保険は、保険商品でお支払いの内容が異なります</p> <table border="1" data-bbox="1350 205 2062 520"> <tr> <td>(部位・症状別定額払)</td> <td>事故日から180日以内に5日以上入院された場合、おケガの部位（頭部・手指など）と症状（骨折・打撲など）に応じて、約款に定めた金額をお支払いします。入院日数によってお支払いする医療保険金の額が変わるものではありません。また、4日以内の入院の場合でも、治療給付金（1万円）はお支払いいたします。</td> </tr> <tr> <td>・ドライバー保険 (日額払)</td> <td>事故日から180日を限度に入院日数に応じて約款に定めた1日あたりの金額をお支払いします。ただし事故によるおケガの直接の結果として、生活または業務に支障がある期間内の入院日数に限りです。</td> </tr> </table> <p>左記以外にも各種費用保険があります 契約内容によっては、左記の主な補償内容に加え、対人臨時費用保険金や車両臨時費用保険金などをお支払いします。詳しくは普通保険約款および特約条項の「費用」などの項目をご確認ください。</p>	(部位・症状別定額払)	事故日から180日以内に5日以上入院された場合、おケガの部位（頭部・手指など）と症状（骨折・打撲など）に応じて、約款に定めた金額をお支払いします。入院日数によってお支払いする医療保険金の額が変わるものではありません。また、4日以内の入院の場合でも、治療給付金（1万円）はお支払いいたします。	・ドライバー保険 (日額払)	事故日から180日を限度に入院日数に応じて約款に定めた1日あたりの金額をお支払いします。ただし事故によるおケガの直接の結果として、生活または業務に支障がある期間内の入院日数に限りです。	<p>(*1)ご契約のお車が二輪・原動機付自転車の場合、盗難事故は対象となりません。 (*2)相手自動車および運転者が確認された場合に限りです。（あて逃げ等は×となります）</p> <p>費用保険金について 自動車保険の対人賠償責任保険につきましては相手方の、人身傷害補償保険につきましては被保険者の入院等の状況により「臨時費用保険金」をお支払いします。詳しくは保険約款の「費用」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。また、このほか事故発生時にお支払いする各種費用について主な保険金の一覧をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</p> <p>免責事由 免責事由の詳細は保険約款の「保険金をお支払いしない場合」の項目に記載されております。</p> <p>示談交渉について（ドライバー保険を除く） 賠償事故が起きた場合は、弊社は被保険者と相手方との事故解決のためのお手伝いをします。 被保険者が被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社の費用により、被害者との示談交渉をお引き受けします。 ただし、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p>
主な事故原因 主な車両保険の種類	車同士の衝突・接触	盗難 (¹)	火災・爆発	飛来中または落下中の他物との衝突	台風・ たつ巻・ こう水・ 高潮																																						
一般条件																																											
車対車ワイド	(²)																																										
主な事故原因 主な車両保険の種類	落書き・ いたずら・ 窓ガラス 破損	車庫入れ に失敗	電柱・ガ -ドレールに 衝突	転覆・墜落	あて逃げ (相手車 不明)																																						
一般条件																																											
車対車ワイド		×	×	×	×																																						
(部位・症状別定額払)	事故日から180日以内に5日以上入院された場合、おケガの部位（頭部・手指など）と症状（骨折・打撲など）に応じて、約款に定めた金額をお支払いします。入院日数によってお支払いする医療保険金の額が変わるものではありません。また、4日以内の入院の場合でも、治療給付金（1万円）はお支払いいたします。																																										
・ドライバー保険 (日額払)	事故日から180日を限度に入院日数に応じて約款に定めた1日あたりの金額をお支払いします。ただし事故によるおケガの直接の結果として、生活または業務に支障がある期間内の入院日数に限りです。																																										
付帯できる主な特約	<p>および<input type="checkbox"/> に付帯される主な特約とその概要は以下のとおりです。下記特約の詳細および他の特約については、普通保険約款・特約条項、パンフレット等をご参照ください。（商品改定により特約の内容や付帯できる特約が前年契約と異なることがありますのでご注意ください。）</p> <table border="1" data-bbox="557 1528 1308 1801"> <thead> <tr> <th>特約名</th> <th>特約の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他車運転危険担保特約 (は普通保険約款、はご契約のお車が自家用8車種^(注)の場合に自動付帯)</td> <td>記名被保険者が個人の場合、記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。）またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様（婚姻歴のある方を除きます。）が他人の所有する自家用8車種^(注)の自動車を借用運転中に起こした対人事故、対物事故、自損事故、車両事故（ご契約のお車に車両保険が付帯されている場合に限りです。）について保険金をお支払いします。（車両保険を除き、主契約のご契約金額（保険金額）が限度となります。）</td> </tr> </tbody> </table>	特約名	特約の概要	他車運転危険担保特約 (は普通保険約款、はご契約のお車が自家用8車種 ^(注) の場合に自動付帯)	記名被保険者が個人の場合、記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。）またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様（婚姻歴のある方を除きます。）が他人の所有する自家用8車種 ^(注) の自動車を借用運転中に起こした対人事故、対物事故、自損事故、車両事故（ご契約のお車に車両保険が付帯されている場合に限りです。）について保険金をお支払いします。（車両保険を除き、主契約のご契約金額（保険金額）が限度となります。）	<p>詳細は普通保険約款および特約条項などをご覧ください。「<input type="checkbox"/>」・条件によって自動付帯される特約です。「<input type="checkbox"/>」・任意付帯の特約です。自家用8車種とは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）のことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1335 1560 2062 1959"> <tr> <td>他車運転危険担保特約</td> <td>記名被保険者が個人で他の自動車（自家用8車種に限り、ご家族の所有自動車などを除きます）を運転中の事故に対し賠償責任保険・自損事故保険・車両保険（所定の要件を満たす場合に限りです）を適用します。</td> </tr> <tr> <td>臨時代替自動車担保特約</td> <td>ご契約のお車が、整備、修理、点検などのために整備工場の管理下にある場合、臨時に借り入れる代替自動車についてご契約の自動車とみなし、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険などを適用します。</td> </tr> <tr> <td>車両価額協定保険特約</td> <td>契約時のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額を車両保険金額として定めます。また、全損の場合は、保険金額の10%の額（20万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。（注）「修理支払限度特約」では協定保険価額とは別に修理支払限度額を設定することができます。</td> </tr> </table>	他車運転危険担保特約	記名被保険者が個人で他の自動車（自家用8車種に限り、ご家族の所有自動車などを除きます）を運転中の事故に対し賠償責任保険・自損事故保険・車両保険（所定の要件を満たす場合に限りです）を適用します。	臨時代替自動車担保特約	ご契約のお車が、整備、修理、点検などのために整備工場の管理下にある場合、臨時に借り入れる代替自動車についてご契約の自動車とみなし、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険などを適用します。	車両価額協定保険特約	契約時のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額を車両保険金額として定めます。また、全損の場合は、保険金額の10%の額（20万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。（注）「修理支払限度特約」では協定保険価額とは別に修理支払限度額を設定することができます。	<p>主な特約およびその概要のみ記載しています。詳細は特約条項をご参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="2092 1470 2867 1917"> <thead> <tr> <th>特約名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリーバイク特約</td> <td>記名被保険者・配偶者およびそのご家族が、原動機付自転車を使用中に生じた賠償事故、または原動機付自転車に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損傷害事故）について、保険金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用等補償特約</td> <td>ご契約のお車に乗車中の方やその所有者が、ご契約のお車の事故で死傷したり、財物を壊されたりしたときに、相手との交渉を弁護士に依頼した場合等に必要となる弁護士費用や訴訟費用等（被保険者1名について300万円限度）をお支払いします。 なお、<input type="checkbox"/> の場合、記名被保険者・配偶者およびそのご家族の方はご契約のお車以外のお車に乗車中*2や歩行中の自動車事故も補償の対象となります。</td> </tr> <tr> <td>入院時選べるアシスト特約*1</td> <td>人身傷害補償保険で補償されるケガで被保険者が3日以上入院した場合に、補償メニューの中からホームヘルパー派遣やベビーシッター派遣など、ご希望のサービスを提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	特約名	概要	ファミリーバイク特約	記名被保険者・配偶者およびそのご家族が、原動機付自転車を使用中に生じた賠償事故、または原動機付自転車に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損傷害事故）について、保険金をお支払いします。	弁護士費用等補償特約	ご契約のお車に乗車中の方やその所有者が、ご契約のお車の事故で死傷したり、財物を壊されたりしたときに、相手との交渉を弁護士に依頼した場合等に必要となる弁護士費用や訴訟費用等（被保険者1名について300万円限度）をお支払いします。 なお、 <input type="checkbox"/> の場合、記名被保険者・配偶者およびそのご家族の方はご契約のお車以外のお車に乗車中*2や歩行中の自動車事故も補償の対象となります。	入院時選べるアシスト特約*1	人身傷害補償保険で補償されるケガで被保険者が3日以上入院した場合に、補償メニューの中からホームヘルパー派遣やベビーシッター派遣など、ご希望のサービスを提供します。																						
特約名	特約の概要																																										
他車運転危険担保特約 (は普通保険約款、はご契約のお車が自家用8車種 ^(注) の場合に自動付帯)	記名被保険者が個人の場合、記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。）またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様（婚姻歴のある方を除きます。）が他人の所有する自家用8車種 ^(注) の自動車を借用運転中に起こした対人事故、対物事故、自損事故、車両事故（ご契約のお車に車両保険が付帯されている場合に限りです。）について保険金をお支払いします。（車両保険を除き、主契約のご契約金額（保険金額）が限度となります。）																																										
他車運転危険担保特約	記名被保険者が個人で他の自動車（自家用8車種に限り、ご家族の所有自動車などを除きます）を運転中の事故に対し賠償責任保険・自損事故保険・車両保険（所定の要件を満たす場合に限りです）を適用します。																																										
臨時代替自動車担保特約	ご契約のお車が、整備、修理、点検などのために整備工場の管理下にある場合、臨時に借り入れる代替自動車についてご契約の自動車とみなし、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険などを適用します。																																										
車両価額協定保険特約	契約時のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額を車両保険金額として定めます。また、全損の場合は、保険金額の10%の額（20万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。（注）「修理支払限度特約」では協定保険価額とは別に修理支払限度額を設定することができます。																																										
特約名	概要																																										
ファミリーバイク特約	記名被保険者・配偶者およびそのご家族が、原動機付自転車を使用中に生じた賠償事故、または原動機付自転車に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損傷害事故）について、保険金をお支払いします。																																										
弁護士費用等補償特約	ご契約のお車に乗車中の方やその所有者が、ご契約のお車の事故で死傷したり、財物を壊されたりしたときに、相手との交渉を弁護士に依頼した場合等に必要となる弁護士費用や訴訟費用等（被保険者1名について300万円限度）をお支払いします。 なお、 <input type="checkbox"/> の場合、記名被保険者・配偶者およびそのご家族の方はご契約のお車以外のお車に乗車中*2や歩行中の自動車事故も補償の対象となります。																																										
入院時選べるアシスト特約*1	人身傷害補償保険で補償されるケガで被保険者が3日以上入院した場合に、補償メニューの中からホームヘルパー派遣やベビーシッター派遣など、ご希望のサービスを提供します。																																										

項目	G社	H社	I社
	<p>ファミリーバイク特約 記名被保険者が個人かつご契約のお車が自家用8車種(注)、二輪自動車の場合に任意付帯)</p> <p>相手自動車全損時超過修理費等担保特約(任意付帯)</p> <p>弁護士費用等担保特約(任意付帯)</p> <p>記名被保険者、その配偶者(内縁を含みます。)またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様(婚姻歴のある方を除きます。)が原動機付自転車(借用車を含みます。)による事故で他人を死傷させ、または他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負われた場合の対人・対物事故等について保険金をお支払いします。(原則として、主契約のご契約金額(保険金額)が限度となります。)</p> <p>対物事故により、相手自動車の修理費がその時価額を超える場合で、時価額を超える修理費等を被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担した場合に、過失割合に応じて50万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>自動車事故により、被保険者(保険の補償を受けられる方)が死傷されたり、所有する財物(記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車およびご契約のお車に積載中の財物に限ります。)が損傷するなどの損害を被り、相手方への損害賠償請求の交渉を弁護士に依頼した場合などに必要となる弁護士費用等に対して、所定の金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注)自家用8車種とは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。</p> <p>その他ご注意いただきたい特約(主なもの)</p> <p>搭乗者傷害「医療保険金・日数払」担保特約(任意付帯)</p> <p>人身傷害保険の補償条件にかかわらず、被保険者(保険の補償を受けられる方)がご契約のお車に搭乗中の場合の事故のみが補償の対象となります。また、保険金のお支払方法は、前記「1.(3) - (注6) 1」の「日数払」と同様となります。なお、人身傷害保険の入通院一時金はお支払いできません。</p> <p>車両保険の免責金額に関する特約(車両免ゼロ特約)</p> <p>(で、車両保険の免責金額が「3万円」「5万円」「3-10万円」または「5-10万円」の場合に任意付帯)</p> <p>他の自動車との衝突・接触事故(「相手自動車の登録番号等」および「その運転者または所有者」が確認できない場合、または相手自動車とご契約のお車の所有者が同一の場合を除きます。)の場合に限り、免責金額3万円または5万円を適用しません。</p> <p>財物損害担保特約の積載動産損害および積載動産損害担保特約(個人用・事業用)</p> <p>(財物損害担保特約はに、積載動産損害担保特約(個人用・事業用)は自家用8車種のに任意付帯)</p> <p>財物損害担保特約または積載動産損害担保特約(個人用)に重ねて車両盗難不担保特約を付帯された場合、または車室外積載装置に収納された動産の単独損害の場合は、盗難による損害については保険金をお支払いできません。また、積載動産損害担保特約(事業用)については、車両盗難不担保特約の付帯有無にかかわらず盗難による損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>費用保険金等不担保特約(任意付帯)</p> <p>対人臨時費用保険金、人身傷害保険の入通院一時金、車両全損時諸費用保険金および車両盗難対策費用保険金をお支払いしません。</p>	<p>被保険自動車の入替自動車担保特約</p> <p>被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約</p> <p>車両無過失事故に関する特約(のみ)</p> <p>対物全損時修理差額費用担保特約</p> <p>車両新価特約</p> <p>ファミリーバイク特約</p> <p>個人賠償責任危険担保特約</p> <p>車両保険の免責金額に関する特約</p> <p>ご契約のお車を廃車・譲渡などにより新規取得自動車と入替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に入替手続を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。</p> <p>お車(自家用8車種の場合)が盗難(一部分のみの盗難を除く)により使用不能となった場合に、所定の保険金をお支払いします。</p> <p>車両保険または身の回り品特約で保険金をお支払いした場合で、相手自動車との衝突でご契約のお車の運転者に過失がなかったときには、免責金額および次契約のノンフリート等級の決定において、保険金を支払わなかったものとして取扱います。ただし「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りします。</p> <p>対物賠償保険が支払われる場合に相手自動車全損となり、時価額をこえた修理を行ったときにお支払いします。</p> <p>ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定保険価額をこえて修理する場合に新車価格相当額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます)を運転中に起こした事故について保険金をお支払いします。人身傷害タイプと自損事故タイプがあります。</p> <p>日常生活において生じた偶然な事故で、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。</p> <p>相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車確認が条件となります)により車両保険をお支払いする場合に、免責金額が5万円の場合は免責金額を差し引かないこととする特約です。</p>	<p>対物超過修理費用補償特約</p> <p>対物賠償責任保険の保険金が支払われる場合で、相手自動車の修理費(6ヶ月以内に生じた修理費に限り)がその時価額を超過するときに、修理費と時価額の差額について保険金(50万円限度)をお支払いします。</p> <p>には、これらの特約が自動的に付帯されています。また、これらの特約を外したタイプ(といえます。)でのご契約も可能です。</p> <p>*1 正式名称:人身傷害諸費用補償特約</p> <p>*2 運転中の場合は、同乗者も補償されます。</p>
<p>保険期間</p>	<p>ご契約期間(保険期間)は原則として1年間ですが、1年未満の短期契約、または1年を超える長期契約とすることもできます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</p> <p>なお、実際にご契約いただく保険期間については申込書にてご確認ください。</p>	<p>保険期間は原則として1年間となります。ただし、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。なお、実際にご契約いただく保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。</p>	<p>保険期間は原則1年間ですが、1年未満の短期契約や、自動車保険の場合は1年超の長期契約も可能です。お客様のご契約の保険期間については、申込書をご確認ください。</p>

項目	G社	H社	I社																																																																		
引受条件	<p>ご契約金額（保険金額）について 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険等および一部の特約については、ご契約金額（保険金額）をお決めの上、ご契約いただきます。保険金額の設定方法は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただく保険金額については申込書にてご確認ください。</p> <p>記名被保険者・車両所有者について 記名被保険者は、ご契約のお車を主に使用される方1名または1法人とします。なお、記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険等の被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲等を決めるための重要な事項ですので、正確にご申告ください。</p> <p>また、車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。自動車検査証の所有者欄等でご契約のお車の所有権を有する方をご確認の上、保険契約者と異なる場合は申込書にご記入ください。なお、所有権留保条項付売買契約によるご購入の場合はその買主、リースカーの場合はその借主についてもご記入ください。</p> <p>補償の対象となる運転者の範囲について ア．運転者年齢条件、子供追加特約の年齢条件等について または自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車で をご契約される場合には、運転される可能性のある最も若い方の年齢に応じて、以下のいずれかの年齢条件を選択してください。 年齢を問わず補償、 21歳以上補償、 26歳以上補償 30歳以上補償、 35歳以上補償</p> <p>また、記名被保険者の同居のお子様、その配偶者または の場合で別居の未婚のお子様（婚姻歴のある方を除きます。）が運転される場合は、「子供追加特約」により「運転者の年齢条件」を変更せずに補償の対象に追加することができます。お子様の年齢に応じて「子供追加特約」の年齢条件を選択してください。</p> <p>なお、年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。</p> <p>（注1） の場合は、 a「記名被保険者」、 b「 aの配偶者（内縁を含みます。）」、 c「 a b いずれかの方の同居のご親族」、または d「 a ~ cの方の使用人」の中で最も若い方の年齢に応じて年齢条件を選択してください。（ の場合は、 a ~ dの方以外については、年齢条件および「子供追加特約」の年齢条件にかかわらず補償の対象となります。）</p> <p>（注2） の場合で、ご結婚後別居されているお子様または友人・知人などでご契約のお車を運転される方がいらっしゃる場合には、「家族運転者等以外の年齢を問わず担保特約」を付帯することにより、年齢条件を変更せずに補償の対象とすることができます。（下記「イ．運転者限定特約」と同時に付帯することはできません。）</p> <p>（注3）お子様が所有もしくは主に使用のお車または二輪自動車および原動機付自転車の場合や、6等級（A）～（C）（E）（G）のご契約の場合は「子供追加特約」を付帯することはできません。</p> <p>（注4） は の場合のみ選択できます。また、原動機付自転車の場合は または のいずれかを選択してください。</p> <p>（注5）ドライバー保険の場合は、記名被保険者ご本人のみが補償の対象ですので、記名被保険者の年齢により「21歳未満」または「21歳以上」の年齢区分を選択してください。</p> <p>イ．運転者限定（家族限定、夫婦限定、本人限定）特約（割引）について この特約は、 または自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で記名被保険者を個人とする をご契約される場合に、補償の対象となる運転者を以下の方に限定することにより保険料を割り引く特約です。</p> <table border="1" data-bbox="557 1766 1308 1967"> <thead> <tr> <th></th> <th>家族限定</th> <th>夫婦限定</th> <th>本人限定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記名被保険者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の配偶者</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>の同居のご親族</td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>の別居の未婚のお子様</td> <td>:</td> <td>: x</td> <td>: x</td> </tr> <tr> <td>~ 以外の方</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> </tbody> </table>		家族限定	夫婦限定	本人限定	記名被保険者				の配偶者			x	の同居のご親族		x	x	の別居の未婚のお子様	:	: x	: x	~ 以外の方	x	x	x	<p>(1)記名被保険者の記入 記名被保険者（ご契約のお車を日常主に使用される方）を、申込書の賠償被保険者欄にご記入ください。なお、賠償被保険者欄が空欄の場合は、ご契約者が記名被保険者となります。また、記名被保険者を中心に被保険者の範囲が定められます。</p> <p>(2)車両所有者の記入 車両保険契約の有無にかかわらず、車両所有者がご契約者と異なる場合は、必ず申込書の車両所有者欄にご記入ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除される場合があります。</p> <p>(3)記名被保険者の免許証の色を確認（ ・ ） 保険期間の初日時点で記名被保険者の運転免許証の色がゴールドで、かつ、運転者の年齢条件が27歳以上担保、30歳以上担保または35歳以上担保の個人契約に対しては、保険料を割り引きます。</p> <p>(4)運転者の年齢条件を選択 運転する可能性のある最若年の方の年齢でご選択ください（ドライバー保険を除く）。なお、子供特約を付帯した場合、子供の年齢条件を別に定めることができます。また、臨時運転者特約を付帯した場合、下記(5) ~ （ は別居の未婚の子を除く）など以外の方が運転中の事故については年齢条件にかかわらず補償の対象となります（ およびドライバー保険は臨時運転者特約は選択できません）</p> <table border="1" data-bbox="1353 789 2044 930"> <tbody> <tr> <td colspan="2">.</td> </tr> <tr> <td>下記の ~ の契約条件のうちいずれか1つをお選びいただけます。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全年齢担保</td> <td>21歳以上担保</td> </tr> <tr> <td>24歳以上担保</td> <td>27歳以上担保</td> </tr> <tr> <td>30歳以上担保</td> <td>35歳以上担保</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1353 957 2044 1129"> <tbody> <tr> <td colspan="2">.</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車の場合、運転者の年齢により下記の ~ （ および原動機付自転車については または ）の契約条件のうち、いずれか1つをお選びいただけます。</td> </tr> <tr> <td>全年齢担保</td> <td>21歳以上担保</td> </tr> <tr> <td>26歳以上担保</td> <td>30歳以上担保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)補償される運転者の範囲を選択 運転者家族限定特約または運転者「本人・配偶者」限定特約の補償対象となる運転者は下記の通りです（保険種類によって対象となる車種が限定される場合があります）。</p> <table border="1" data-bbox="1341 1262 2059 1518"> <thead> <tr> <th>補償される運転者の範囲</th> <th>運転者家族限定特約</th> <th>運転者「本人・配偶者」限定特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記名被保険者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の配偶者（内縁を含みます）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の同居の親族および別居の未婚の子（ 2）</td> <td></td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>~ の業務に従事中的使用人</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>上記以外の方</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)ご契約のお車の使用目的を選択（ ・ ） ご契約のお車の使用目的を次からお選びください。誤りがある場合、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1335 1623 2065 1829"> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して業務（仕事）に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含む）に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 保険金額の設定 保険金額の設定につきましては、補償の項目ごとに金額を決めるものと既に金額が定まっているものがあります。お客様の補償の項目ごとの保険金額は、申込書にてご確認ください。詳細は当社または代理店にご確認ください。</p>		下記の ~ の契約条件のうちいずれか1つをお選びいただけます。		全年齢担保	21歳以上担保	24歳以上担保	27歳以上担保	30歳以上担保	35歳以上担保		ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車の場合、運転者の年齢により下記の ~ （ および原動機付自転車については または ）の契約条件のうち、いずれか1つをお選びいただけます。		全年齢担保	21歳以上担保	26歳以上担保	30歳以上担保	補償される運転者の範囲	運転者家族限定特約	運転者「本人・配偶者」限定特約	記名被保険者			の配偶者（内縁を含みます）			の同居の親族および別居の未婚の子（ 2）		x	~ の業務に従事中的使用人	x	x	上記以外の方	x	x	業務使用	ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して業務（仕事）に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含む）に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれも該当しない場合	<p>記名被保険者（保険証券に記載される被保険者）の選定について 記名被保険者は、賠償責任保険や人身傷害補償保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方1名（法人で使用される場合は1法人）をお選びください。また、ドライバー保険の記名被保険者は、運転免許証（仮免許を除きます）所持者に限ります。「主に使用される方」とは、以下のいずれかとなります。</p> <p>(1)ご契約のお車を主に運転される方 (2)以下のいずれかに該当する、ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方（ の場合はご契約のお車を運転しない方は除きます）</p> <p>a . 自動車検査証の「所有者」欄に記載の方（所有者） b . 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載の方 c . 上記 a . の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は、実際の所有者</p> <p>自動車保険の車両所有者について 車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。車検証等の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前を申込書にご記入ください。また、所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合は、買主や借主のお名前をご記入ください。</p> <p>保険金額（ご契約金額）の設定について 保険金額の設定につきましては補償の項目ごとに金額をお決めいただくものと、既に金額が定まっているものがあります。お客様のご契約の保険金額については、申込書をご確認ください。車両保険・人身傷害補償保険の保険金額については、「 其他のご注意点のご説明」や申込書裏面もご確認ください。</p> <p>補償される運転者の範囲について （契約種類により対象車種の制限があります。） 運転者家族限定特約（家族限定割引）、運転者本人・配偶者限定特約（本人・夫婦限定割引） 「運転者家族限定特約」の場合は記名被保険者、配偶者およびそのご家族に、「運転者本人・配偶者限定特約」の場合は記名被保険者および配偶者に運転者を限定することで保険料を割り引くことができます。ただし、これら以外の方が運転中の事故は原則として保険金をお支払いできません。</p> <p>運転者の年齢条件 お車を運転される一番若い方の年齢に応じて、運転者の年齢条件を設定いただくことで、保険料を割り引くことができます。年齢条件を満たさない方が運転中の事故は原則として保険金をお支払いできません。</p> <p>a.年齢を問わず補償 b.21歳以上補償 c.26歳以上補償 d.30歳以上補償 e.35歳以上補償</p> <p>(1) では記名被保険者・配偶者および同居の親族等についての年齢条件が適用されますので、それらの方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定いただけます。 (2) e. は のみ設定いただけます。 (3) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、 a. または b. のみ設定いただけます。</p> <p>【ご契約のお車の使用目的について】 の場合は、ご契約のお車の使用実態・目的が、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」のいずれの区分に該当するか（保険料が異なります）をご判断いただきお選びいただけます。詳しくは、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</p>
	家族限定	夫婦限定	本人限定																																																																		
記名被保険者																																																																					
の配偶者			x																																																																		
の同居のご親族		x	x																																																																		
の別居の未婚のお子様	:	: x	: x																																																																		
~ 以外の方	x	x	x																																																																		
.																																																																					
下記の ~ の契約条件のうちいずれか1つをお選びいただけます。																																																																					
全年齢担保	21歳以上担保																																																																				
24歳以上担保	27歳以上担保																																																																				
30歳以上担保	35歳以上担保																																																																				
.																																																																					
ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車の場合、運転者の年齢により下記の ~ （ および原動機付自転車については または ）の契約条件のうち、いずれか1つをお選びいただけます。																																																																					
全年齢担保	21歳以上担保																																																																				
26歳以上担保	30歳以上担保																																																																				
補償される運転者の範囲	運転者家族限定特約	運転者「本人・配偶者」限定特約																																																																			
記名被保険者																																																																					
の配偶者（内縁を含みます）																																																																					
の同居の親族および別居の未婚の子（ 2）		x																																																																			
~ の業務に従事中的使用人	x	x																																																																			
上記以外の方	x	x																																																																			
業務使用	ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して業務（仕事）に使用する場合																																																																				
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的（週5日以上または月15日以上）に、かつ、継続して通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含む）に使用する場合																																																																				
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれも該当しない場合																																																																				

項目	G社	H社	I社												
	<p>をご契約されるお客様へ は、「ご契約のお車の使用目的」「記名被保険者の免許証の色」により保険料が異なりますので、ご契約時に必ずお申し出ください。なお、お申し出いただいた事項に誤りがある場合には、事故の際に保険金をお支払いできなかつたり、また、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="557 363 1308 768"> <tr> <td rowspan="3">ご使用のお車の使用目的</td> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「通勤・通学使用」および「業務使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含みます。)に使用する場合をいいます。</td> </tr> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)業務に使用する場合をいいます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記名被保険者の免許証の色</td> <td>ゴールド^(注)</td> <td rowspan="2">ご契約期間(保険期間)の初日時点の免許証の色をいいます。</td> </tr> <tr> <td>ゴールド以外(ブルー・グリーン)</td> </tr> </table> <p>(注)免許証の色がゴールドの場合は、免許証の有効年月を確認させていただきます。</p>	ご使用のお車の使用目的	日常・レジャー使用	「通勤・通学使用」および「業務使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含みます。)に使用する場合をいいます。	業務使用	ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)業務に使用する場合をいいます。	記名被保険者の免許証の色	ゴールド ^(注)	ご契約期間(保険期間)の初日時点の免許証の色をいいます。	ゴールド以外(ブルー・グリーン)			
ご使用のお車の使用目的	日常・レジャー使用		「通勤・通学使用」および「業務使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。												
	通勤・通学使用		「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含みます。)に使用する場合をいいます。												
	業務使用	ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて月15日以上)業務に使用する場合をいいます。													
記名被保険者の免許証の色	ゴールド ^(注)	ご契約期間(保険期間)の初日時点の免許証の色をいいます。													
	ゴールド以外(ブルー・グリーン)														
<p>保険料に関する事項</p>	<p>保険料は、保険種類、お車の種類、ご契約金額(保険金額)、ノンフリート等級別割引・割増率等により決定されます。具体的な保険料については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、実際にお支払いいただく保険料は申込書記載の金額となりますのでご確認ください。</p> <p>(注) の場合は、ご契約のお車の使用目的および記名被保険者の免許証の色によっても保険料が異なります。</p>	<p>保険料は、お車の用途・車種・型式・使用目的・保険金額・適用されるノンフリート等級などによって決定されます。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。</p>	<p>保険料はお車の種類、使用目的、ご契約の保険金額、適用される等級等により異なります。具体的な保険料につきましては代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたっての保険料は申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="2095 961 2861 1115"> <thead> <tr> <th>主なお支払い方法</th> <th>分割払</th> <th>一時払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替方式</td> <td>(割増率5%¹⁾)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレジットカードによるお支払い</td> <td>x²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンビニエンスストアでのお支払い</td> <td>x²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主なお支払い方法	分割払	一時払	口座振替方式	(割増率5% ¹⁾)		クレジットカードによるお支払い	x ²		コンビニエンスストアでのお支払い	x ²	
主なお支払い方法	分割払	一時払													
口座振替方式	(割増率5% ¹⁾)														
クレジットカードによるお支払い	x ²														
コンビニエンスストアでのお支払い	x ²														
<p>保険料払込みにに関する事項</p>	<p>保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払方式と複数回に分けてお支払いいただく分割払方式(通常、分割払方式は所定の割増が適用されます。)があります。また、口座振替をご利用いただく方法と取扱代理店に直接お支払いいただく方法等がございます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</p> <p>(注) ご勤務先等と弊社の間で集金事務委託契約を締結している場合には、給与天引き等による集金も可能です。(団体扱契約または集団扱契約の場合)</p>	<p>保険料の払込手段には、一括払と分割払(原則割増あり)があります。また、払込方法には、口座振替方式、クレジットカード払方式(承認代理店に限る)などがありますので、お客様のご希望にあった払込手段・払込方法をお選びください。また、下記を除き、原則ご契約と同時に保険料をお支払いいただきます。</p> <p>および保険料後払特約付き契約の場合 および保険料後払特約を付帯した契約の保険料(分割払の場合は初回保険料)は、保険始期の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。なお、一括払の場合は払込票により郵便局、当社指定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な金融機関を通じて保険始期の翌月末までにお支払いいただくこともできます。</p>	<p>ご契約と同時に保険料をお支払いいただく直接集金方式や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱や集団扱でご契約できる場合もございます。また、弊社の分割払には、満期払いもどし金付きの月掛払もございます。なお、短期契約や一部の長期契約、ドライバー保険は分割払によるお支払いはできません。</p> <p>1一定の条件を満たすご契約の場合、割増率のない「大口分割払」でご契約できる場合があります。 2一部の代理店・扱者では、分割払の初回保険料のみ、クレジットカードによるお支払い・コンビニエンスストアでのお支払いのお取り扱いができる場合があります。</p>												
<p>配当金に関する事項</p>	<p>でご契約いただいた場合を除き、満期返れい金・契約者配当金はありません。</p> <p>でご契約いただいた場合は、保険期間が満了し、保険料全額のお支払いが完了しているときには、保険証券に記載の満期返れい金をお支払いします。また、積立部分の保険料を弊社が運用した結果、予定の利回りを超えた場合は、契約者配当金をお支払いします。</p> <p>(注) については、「 をご契約のお客様にご注意いただきたいこと」についても必ずご確認ください。</p>	<p>当社の自動車保険には満期返戻金・契約者配当金はありません</p>	<p>自動車保険・ドライバー保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。また、ご契約の解約に際しては、返れい金をお支払いできる場合がございます。</p>												
<p>解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p>	<p>ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にお申し出ください。解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還またはご請求させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</p>	<p>ご契約を解約される場合 当社または当社代理店にお申し出ください。解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いする場合または未収保険料分を請求させていただく場合があります。</p>	<p>ご契約を解約される場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社にご通知ください。契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。この場合、返還または請求させていただく保険料は保険料の払込方法や解約事由の別により異なります。詳しくはご契約の代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</p>												
<p>免責事由等の保険金等を支払わない場合</p>	<p>(1) 保険金をお支払いできない主な場合について 次の損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、普通保険約款・特約条項</p>	<p>次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いいたしません。詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。</p>	<p>主な場合のみ記載しています。詳細は「保険約款」をご参照ください。 相手方への賠償 (対人賠償責任保険・対物賠償責任保険)</p>												

項目	G社	H社	I社												
	<p>の「保険金をお支払いしない場合」の項目をご参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="557 212 1305 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 212 777 243">補償内容</th> <th data-bbox="777 212 1305 243">保険金をお支払いできない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 243 777 390">共通</td> <td data-bbox="777 243 1305 390">戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって生じた損害 地震、噴火、津波または核燃料物質等によって生じた損害（搭乗者傷害保険および車両保険については、特約を付帯することにより、地震、噴火、津波による損害を補償することもできます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 390 777 852">相手方への賠償</td> <td data-bbox="777 390 1305 852">ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方をいいます。以下同じとします。）の故意によって生じた損害 台風、こう水、高潮によって生じた損害 被保険者が第三者と約定することによって損害賠償責任額が加重された分の損害 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害（対人賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者（内縁を含みます。以下同じとします。）もしくはお子様 ・被保険者のご父母、配偶者またはお子様 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同じとします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、（ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人のときで、記名被保険者が損害賠償責任を負担した場合を除きます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 852 777 1026">相手方への賠償</td> <td data-bbox="777 852 1305 1026">次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害（対物賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様 ・被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子様</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 1026 777 1194">ご自身・ご家族・同乗者の補償</td> <td data-bbox="777 1026 1305 1194">被保険者の故意、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってそのご本人に生じた損害 お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、そのご本人に生じた損害</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 1194 777 1503">お車の補償</td> <td data-bbox="777 1194 1305 1503">ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 国または公共団体の公権力の行使（消防または避難に必要な処置を除きます。）によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 お車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害または故障損害 お車に定着されていない付属品（火災による損害を除きます。）またはタイヤ（盗難または火災による損害を除きます。）の単独損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害</td> </tr> </tbody> </table>	補償内容	保険金をお支払いできない主な場合	共通	戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって生じた損害 地震、噴火、津波または核燃料物質等によって生じた損害（搭乗者傷害保険および車両保険については、特約を付帯することにより、地震、噴火、津波による損害を補償することもできます。）	相手方への賠償	ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方をいいます。以下同じとします。）の故意によって生じた損害 台風、こう水、高潮によって生じた損害 被保険者が第三者と約定することによって損害賠償責任額が加重された分の損害 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害（対人賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者（内縁を含みます。以下同じとします。）もしくはお子様 ・被保険者のご父母、配偶者またはお子様 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同じとします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、（ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人のときで、記名被保険者が損害賠償責任を負担した場合を除きます。）	相手方への賠償	次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害（対物賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様 ・被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子様	ご自身・ご家族・同乗者の補償	被保険者の故意、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってそのご本人に生じた損害 お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、そのご本人に生じた損害	お車の補償	ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 国または公共団体の公権力の行使（消防または避難に必要な処置を除きます。）によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 お車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害または故障損害 お車に定着されていない付属品（火災による損害を除きます。）またはタイヤ（盗難または火災による損害を除きます。）の単独損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害	<p>【相手方への賠償】 当社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害 台風、こう水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします）もしくは子 ・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、） ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償される場合があります。 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 など</p> <p>【ご自身の補償】 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた傷害・損害 被保険者の故意などによって生じた傷害・損害 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた傷害・損害 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害 無免許運転、酒気帯び状態での運転、麻薬などの影響による運転により、その本人に生じた傷害・損害 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって生じた傷害・損害（その者の受け取るべき金額部分） 保険金を受け取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害（その者の受け取るべき金額部分） 他の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中に生じた損害・傷害など</p> <p>【お車の補償】 ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方などの故意によって生じた損害 無免許運転、酒気帯び状態での運転、麻薬などの影響による運転により生じた損害 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 故障損害 差押さえなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗 タイヤの火災・盗難を除く単独損害およびご契約のお車に定着されていない付属品の火災を除く単独損害 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害など</p> <p>【補償される運転者の範囲】 ご契約の運転者の年齢条件を満たさない方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。 [運転者家族限定特約（家族限定割引）][運転者「本人・配偶者」限定特約（本人・配偶者限定割引）]を付帯されている場合、限定者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。</p>	<p>弊社以外の者との約定により加重された賠償責任(弊社が関与していない賠償責任)によって生じた損害 ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害 戦争、外国の武力行使、暴動、台風、こう水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害など</p> <p>対人賠償責任保険 固有 次のいずれかに該当する方の生命・身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします） もしくは子（ ） ・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中的使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人（被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合のみ。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償される場合があります。） など</p> <p>対物賠償責任保険 固有 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子（ ） ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 など （ ）ドライバー保険を除きます。</p> <p>ご自身の補償 （人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険） 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害 被保険者の故意などによってその本人に生じた損害 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた損害 被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に、その本人に生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた損害 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 保険金を受け取るべき者の故意などによって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）など</p> <p>の人身傷害補償保険 固有 被保険者が、ご契約のお車以外で、かつ記名被保険者、配偶者およびそのご家族（同居の親族、別居の未婚の子（ ）をいいます。以下同様とします）が所有または主として使用する自動車に搭乗中に生じた損害 ご契約のお車以外の自動車のうち、記名被保険者、配偶者およびそのご家族がその使用者の業務のために当該使用者の所有する自動車を運転中に、その本人および同乗者に生じた損害など</p> <p>の人身傷害補償保険 固有 グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中に生じた損害 交通乗用具について、業務上荷物・貨物の積み込み・積卸し・整理作業中に生じた損害 など （ ）法律上の婚姻歴のない方をいいます。</p>
補償内容	保険金をお支払いできない主な場合														
共通	戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって生じた損害 地震、噴火、津波または核燃料物質等によって生じた損害（搭乗者傷害保険および車両保険については、特約を付帯することにより、地震、噴火、津波による損害を補償することもできます。）														
相手方への賠償	ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方をいいます。以下同じとします。）の故意によって生じた損害 台風、こう水、高潮によって生じた損害 被保険者が第三者と約定することによって損害賠償責任額が加重された分の損害 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害（対人賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者（内縁を含みます。以下同じとします。）もしくはお子様 ・被保険者のご父母、配偶者またはお子様 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同じとします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、（ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人のときで、記名被保険者が損害賠償責任を負担した場合を除きます。）														
相手方への賠償	次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害（対物賠償保険の場合） ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様 ・被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子様														
ご自身・ご家族・同乗者の補償	被保険者の故意、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってそのご本人に生じた損害 お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、そのご本人に生じた損害														
お車の補償	ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 国または公共団体の公権力の行使（消防または避難に必要な処置を除きます。）によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 お車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害または故障損害 お車に定着されていない付属品（火災による損害を除きます。）またはタイヤ（盗難または火災による損害を除きます。）の単独損害 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害														

項目	G社	H社	I社
		<p>【車両保険の免責金額】車両保険では、免責金額（自己負担額）があります。免責金額は定額の場合と増額になる場合（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式）があります。ご契約の免責金額につきましては、申込書にてご確認ください。</p>	<p>お車の損害 （車両保険・車両付随損害保険） ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 故障損害 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ご契約のお車（積載動産損害保険の場合は積載動産）に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（火災・盗難は除きます⁽¹⁾） 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害など</p> <p>車両付随損害保険 固有 通貨、有価証券、貴金属、書画、骨とう、美術品、設計図、帳簿、動物等に生じた損害⁽²⁾ 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の者に生じた損害⁽³⁾ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害にともない、被保険者がキャンセル費用を負担したことによって被った損害⁽³⁾など</p> <p>1 積載動産損害保険を除きます。 2 積載動産損害保険に限ります。 3 キャンセル費用保険に限ります。</p> <p>(2)補償される運転者の範囲について <ご契約時> 自動車保険では「運転者家族限定特約」・「運転者本人・配偶者限定特約」の付帯や、運転者の年齢条件の設定により、保険料を割り引くことができますが、これらの条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。今一度、「 . 契約概要のご説明」および申込書をご確認ください。</p> <p>(3)免責金額（自己負担額） <ご契約時> キャンセル費用保険については免責金額（自己負担額）が設定されています。また、車両保険、車両付随損害保険、対物賠償責任保険では免責金額つきのご契約の場合があります。ご契約の免責金額については申込書をご確認ください。</p>